

令和4年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年6月20日（月）午後2時30分から午後4時5分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
⇒ 原案のとおり漁獲可能量を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）
⇒ 原案のとおり許可の基準を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) 知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）
⇒ 原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨答申することに決定。
- (5) まあじに関する鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（協議）
⇒ 運用案のとおり取り扱うことに決定。
- (6) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について（協議）
⇒ 原案のとおり、鹿児島県連合海区漁業調整委員会へ回答することに決定。
- (7) くろまぐろに関する鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
⇒ 特に意見なし。

令和4年度 第1回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和4年6月20日（月） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	〈会長職務代理者第1位〉 中馬 清文	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	○
	小崎 春海	×
	迫田 洋則	○
	重信 雅彦	○
	田村 眞一	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	○
立	肥後 正司	×
	前田 圭子	×
	前田 祝成	○

出席 12
欠席 3

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	板坂 信明
事務局参与（技術主幹兼漁業監理係長）	富安 正藏
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介
水産振興課漁業監理係 技術専門員	加治屋 大
水産振興課漁業監理係 水産技師	小池 博希

○脇田事務局長

どうも皆さんこんにちは。委員会に先立ちまして、加塩商工労働水産部次長から一言挨拶を申し上げます。

○加塩商工労働水産部次長

皆さんこんにちは。水産担当次長となりました加塩でございます。

3月までは水産振興課長ということで、かれこれ7年ですね、水産振興課におりました。技術補佐2年、資源管理監2年、水産振興課長3年ということで、いろいろな場面です、皆さんに本当にいろいろお世話になりました。本当にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

開催にあたりましてですね、一言挨拶をさせていただきます。

－挨拶－

○脇田事務局長

ありがとうございました。

それでは、ここで県職員につきまして4月で人事異動がございましたので、県及び事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。今、挨拶をいただきました加塩次長でございます。

となりが外城水産振興課長です。

○外城水産振興課長

昨年度までは事務局長をさせていただきました。今後ともよろしく申し上げます。

○脇田事務局長

事務局参与ということで、富安技術主幹兼漁業監理係長でございます。

○富安事務局参与

よろしく申し上げます。

○脇田事務局長

それと、水産振興課漁業調整係の村田技術専門員でございます。

○村田技術専門員

村田です。漁業権切替を担当します。よろしく申し上げます。

○脇田事務局長

最後に、私でございますけど、事務局長になりました脇田でございます。よろしくお願いたします。以上で、県及び事務局の紹介を終わります。

ここで加塩次長と外城水産振興課長は所用のために退席させていただきます。

－開会－

○脇田事務局長

それでは、ただいまから令和4年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は、委員15名中12名の出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いしたいと思います。

○阿久根議長

本日は第1回ということですので。委員の皆様方に関しましては顔ぶれは変わっておりませんが、県は次長、課長はじめ、かなりの入れ替えがあったようです。管理監についてはあまり面識がありませんので、経歴を教えてくださいなと思っております。

今の時代に合った内容であり、漁業をしたいという若者が増えるような水産振興をしていきたいと思っております。事務局並びに委員の皆様で改革する委員会でありたいと切に思っております。

【議事録署名者の指名】

それでは、議事に入る前に、私から事務規程第11条に基づく議事録署名者を指名することよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、今回は中馬委員と前田祝成委員にお願いいたします。

○中馬委員及び前田祝成委員

はい。

○阿久根議長

引き続き議事に入ります。

【議題1：まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○阿久根議長

議題1は、まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定についてです。これは諮問事項で、まずは、執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課（加治屋技術専門員）

はい。漁業監理係の加治屋です。7月から始まるさば類のTACについて諮問するものです。

まず、諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水振第236号
令和4年6月20日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

このことについて別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○加治屋技術専門員

めくっていただきまして資料でございます。1ポツ目です。

まずですね、本県に国から配分された漁獲可能量です。こちらの方が7,700トンというふうになっております。

2ポツ目でございます。配分の方法というのがございまして、さば類に関しましては、二つの管理区分がございます。下の表のとおりとなっております。

こちらの管理区分に対しまして、過去の3年間の実績に基づいて配分するというふうになってございます。

平成30年から令和2年までの漁獲実績、その平均というのが書いてございます。

その横が比率になっております。

まき網の区分に対しましては92.3パーセントと、その他に関しましては7.7パーセントというふうになってございます。

また、TACの1割を県の留保枠とするということでございます。

3ポツ目です。7,700トンに対しまして9掛けした数字が6,930トンというふうになってございます。

こちらのうちの92.3パーセントをまき網の区分、計算しますと6,400トンというふうになります。

その他につきましては、一応、現行水準という漁獲努力量で管理するというふうになってるんですけども、一応目安の数量としては530トンというふうになってございます。

その下でございましてけれども、TACの1割ということで、県の留保枠として770トンを計上するというところでございます。

4ポツ目ですけども、今後の予定でございまして。

公表の方法ということで書いてありますけれども、水産庁から配分に関して承認を受けた後に、県の公報で告示をする予定といたしております。説明は以上になります。

○阿久根議長

1点だけ質問が出るとお思いますので、私の方から質問といたしますか、確認ですが、県の留保枠がありますが、まき網が6,400トンに対してこれまでの実績でいえば平均11,900トン漁獲実績がある。過去に獲れているわけですが、国の留保枠があつて再配分ができるのかという意見が多分出ますので、そこを説明してから審議したいと思っております。

○加治屋技術専門員

令和3管理年度のTACにつきましては10,600トンでした。資源評価の結果がかなり思わしくないという結果が出ておりまして、令和4管理年度は7,700トンというふうになっております。

現状を申し上げますと、今年の4月までの漁獲の実績なんですけれども、令和3管理年度は5,212トンというふうになっております。

会長のおっしゃった国の留保枠につきましては、令和4管理年度は、国全体で25,800トンの枠の予定になっております。

そこから、もし足りなくなった場合は、迅速に配分していただくといったことを考えております。以上です。

○阿久根議長

説明いただきました。ただいまの説明について、委員の皆様から何かありますか。

○阿久根議長

これは、要望すれば、留保枠からの配分は必ずくれるのですか。

○加治屋技術専門員

はい。国のTACの配分の仕方には3通りあります。

①ある程度許可可能量が積み上がった段階で、水産政策審議会に諮問する。鹿児島県が少なくなってるからくださいということで諮問する方法。あとですね、②TACの消化率が75パーセントになったら、国があらかじめ定められた方法で配分する方法という

のがございます。

あと、もう一つですね、③先週、告示された内容なんですけれども、数量管理する県が、鹿児島県以外にもいくつかございます。県同士、あと大中まき網漁業ですね、こういったところで合意形成が図られた場合、鹿児島県に1,000トンください、2,000トンくださいと。そういったことで、そういう数量管理のグループがいいですよっていう話になれば配分してもらえうというルール、3つございます。

国の留保枠がある限りという前提になるかもわからないですけれども、不足したら必ず国からTACは配分されるということでございます。以上です。

○阿久根議長

野村委員。

○野村委員

はい。うちの漁獲報告は1月遅れで入るんじゃないかと思うんですが、大中まきのようにもっとリアルタイムにしとかなくて大丈夫なんですか。

○加治屋技術専門員

水技センターの方に情報というのが集まってきます。漁海況週報を水産技術開発センターの方で作成する都合上、1週間スパンで大体リアルタイムな漁獲の情報というのは集まってきてます。

○野村委員

一応把握されてますね。大中まきは結構もっとリアルに把握してるって話聞いたもんで。

○加治屋技術専門員

はい。大中型は上部団体といいますか全まき協議会というところがありまして、そちらの方で、大体1週間から10日、それなりの頻度で情報収集されてるというふうに聞いております。

○野村委員

自分たちもまき網してて、だんだんこう絞ってきてるなという実態を把握してるんですけど、かなり減りましたねこれ、今回。

○加治屋技術専門員

そうですね、前年度から比べると3割ほど落ちてます。

○野村委員

実際、沖で仕事してて、確かにさばはあまり取れてないです。

だけど、これは一時的なものかもしれないし、また、(量が獲れるように)変わってきたときは怖いっていうのは、実際に不安を持っています。

○加治屋技術専門員

TACが少なくなった場合は、国から支障が出ないように、TACの追加配分を受けたいというふうに考えてます。

○野村委員

何年だったかな、5年ぐらい前かもしれないけど、1回あったんですよ。

県まきの会長が、明日から漁に出れないと言われて、ウワッと思ってたら、たまたまそのとき留保枠をすぐにまわしてもらったんですけど、そういうことがないようにしてもらいたいなと思ってます。

○加治屋技術専門員

はい。大体、県の方から、国のTACの再配分をくださいというようなお話を水産庁の方にしたら1週間未満の2~3日の時間をいただければ手続が完了しましたので、操業に支障が出ることがないようにですね、手続を進めて参りたいと思います。

○野村委員

よろしく申し上げます。

○阿久根議長

他の委員の皆様からご質問ご意見ございますか。ありませんね。

○阿久根議長

申し添えますが、毎年毎年9割とか7割とか削減されていくと絶対数が減っていくわけですよね。好漁が何年か続くときに、格段に数量が大きくなった時が留保枠を超えてしまう可能性もあるので、できるだけ鹿児島県の留保枠を死守していただければ。削減していったら、今の半分になることがあるかもしれないので、だから、ある程度のところで粘って、留保枠を持っていただきたいなと思います。

○加治屋技術専門員

承知いたしました。

○阿久根議長

それでは、特にご意見がないようですので、まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定については、原案のとおり漁獲可能量を定めることが適当である旨、決定してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、決定し、答申することといたします。

【議題2:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

【議題3:知事許可漁業に係る許可の基準について】

【議題4:知事許可漁業に係る許可の有効期間について】

○阿久根議長

続きまして、議題2、3及び4は関連しております。

議題2は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてですが、これは、議題3の知事許可漁業に係る許可の基準について、議題4の知事許可漁業に係る許可の有効期間についてと3つ関連しております。これも諮問事項です。

事務局から一括して説明願います。

○水産振興課(村田技術専門員)

はい。それでは、まず、議題2につきましてご説明いたします。

本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページ目の諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水振第271号
令和4年6月14日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第

1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

2ページ目をお開きください。今回、4つの漁業について許可したく諮問いたします。漁業種類ごとに許可を担当していますので、担当者よりそれぞれ説明いたします。

まず、私が担当しております「小型機船底びき網漁業」についてご説明いたします。当該漁業につきまして1件新規許可したいということで諮問いたします。

小型機船底びき網漁業につきましては、令和3年10月に一斉更新を行い、許可を更新したところですが、今回、新たにツキヒガイを漁獲対象として当該漁業に取り組むことで漁家経営の安定を図りたいとして北さつま漁協（阿久根）から要望があったものです。

諮問しますのは、小型機船底びき網漁業のうち、手繰り第2種漁業（貝曳網自家用餌曳網漁業）であり、いわゆる「ツキヒガイ貝びき網漁業」です。

操業区域は、野間岬より正西（まにし）の線以北の鹿児島県海域の八代海は除く海域で、操業時期等は表に記載のとおりです。

要望者からできるだけ早く許可を得たいと、漁具の準備や研修を行いたいとの相談がありましたので、調整した結果、申請期間を短く設定しております。

今回、答申が得られましたら、許可は令和6年10月31日までの許可となります。

なお、当該漁業の現在の許可数は県全体で41となっています。要望者については、後継者となる34歳の息子と共に、固定式さし網漁業、ごち網漁業を中心に営んでおり、ごち網漁業においてツキヒガイの入網があることから、新たに許可を得て漁業経営を安定させたいとのことです。その旨申し添えます。

続きまして、同じ2ページの「2固定式刺し網漁業について」担当の福元よりご説明いたします。

○福元水産技師

はい。漁業調整係の福元です。

続いて、資料2の2ページの2番、固定式刺し網漁業のうち、いせえび雑魚建網漁業についてご説明いたします。

こちらは県漁業調整規則で規定するイセエビの禁止期間が明ける8月21日から12月31日までの短期許可となっておりますが、短期許可に係る諮問事項についても同時にご説明いたします。

資料4をご覧ください。こちらが諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。

1ページをご覧ください。

—諮問文—

水振第261号
令和4年6月13日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）

このことについて、漁業許可の有効期間を別紙のとおり定めたいので、鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○福元水産技師

資料4の2ページ及び3ページをご覧ください。

当該漁業は、川内原子力発電所の周辺の共同漁業権から除外された区域において、イセエビを目的とした固定式刺し網漁業を営もうとするものです。

毎年、九州電力と漁業者側で、発電所施設の管理運営に支障が無いよう、操業時期や操業統数等について協議を行っており、協議が整った者について許可をしております。

本年においても、公示する漁業時期及び人数で協議が整う見込みであることから、今回お諮りするものです。

4ページには関連条項の抜粋を記載しておりますので、お目通し願います。

続きまして、資料2の3ページの内容について、担当の上今からご説明いたします。

○上今主査

水産振興課の上今です。

それでは、資料2の3ページ、潜水器漁業から説明いたします。

潜水器漁業につきまして、制限措置の内容は表のとおりとなります。

こちらは川内市漁協さんから、10件の新規許可要望がきておりまして、要望理由が、うに類を獲るために、水産多面的機能発揮対策事業により潜水士免許を取得した方々が、それを漁業経営に生かしたいということで要望をしております。

川内市漁協さんにつきましては、行使規則によりまして、うに採捕のための潜水器使用が禁止されていることから、行使規則を改正するのを明日の6月21日の総会へ諮りまして、この行使規則の改正が可決されましたら、県へ行使規則改正の認可申請がありまして、県が認可するという流れになります。

従いまして、申請すべき期間については前後する可能性がありますので、ご了承ください。

続きまして、4のかご漁業に入ります。かご漁業の中の雑魚かご漁業になります。

こちらは十島村漁協さんからの要望によりまして、対象種はイセエビを獲りたいということなんですけれども、より省力化した効率的な漁法としてかごを使用したいということで、17件許可の要望がきております。

今後はですね、漁業権切替によりまして、第二種共同漁業権に雑魚かご網漁業を追加して対応するということですが、それまでの間、知事許可漁業で対応させてもらいたいということで要望されております。

あと、潜水器漁業につきまして、議題の3、知事許可漁業に係る許可の基準について説明いたします。

資料の3をご準備ください。

1ページお開きいただきまして、こちらも諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

—諮問文—

水振第259号
令和4年6月8日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第5項の許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

○上今主査

2ページに入りまして、この許可の基準を定めるということなんですけれども、許可すべき船舶等の数がこの公示した数、今回で言えば10人なんですけれども、これを超える場合について、この基準により許可するものを定めるといものになります。

潜水器漁業の許可基準につきましては、次の優先順位により、許可をするものを定める。

- (1) 前年当該漁業許可を受けたもので、かつ、前年の操業実績がある者
- (2) 過去3年に当該漁業許可を受けた者で、かつ、操業実績がある者。
- (3) 過去3年に当該漁業許可を受けた者に従事した経験があり、自営能力があると認められる者
- (4) 上記以外の者

○上今主査

この(4)が新規に許可を受ける者になります。これは他の知事許可漁業と同様の基準となっております。議題2から議題4まで一括して説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

それでは、議題2から4にかけまして、委員の皆様方からご意見ご質問等ございますか。ございますか。

それでは、ご意見ご質問等ないようですので、決をとりたいと思います。

まず、議題2の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案のとおり、制限措置の内容等を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、異議なしということで、答申することに決定いたします。

続きまして、議題3の知事許可漁業に係る許可の基準については、原案のとおり、許可の基準を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

異議がないようですので、答申することに決定いたします。

続きまして、議題4の知事許可漁業に係る許可の有効期間については、原案のとおり許可の有効期間を定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

異議なしということで、そのように答申することに決定いたします。

【議題5:まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(協議)】

○阿久根議長

続きまして、議題5は、まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課(加治屋技術専門員)

はい。資料5になります。1ページめくっていただきまして、まず、令和4管理年度のまあじの漁獲実績についてご説明します。

まず、まき網漁業の方ですね、こちらの方がTACが1,600トンというふうになってます。漁獲量につきましては、4月末現在で1,101トン、消化率が68.8パーセントとなっております。

その他の区分につきましては、現行水準、目安の数量として1,190トンというものがあるんですけども、こちらの方の漁獲量が361トンというふうになってます。

消化率は30.4パーセントということで合計としましては、漁獲量が1,462トン、消化率が47.2パーセントというふうになってます。

2ポツ目の懸案事項です。令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の管理区分の配分というのは、過去3年間の実績に基づいております。

まき網漁業の方で令和元年度の漁獲量が極めて低調だったこと、令和2年度もそこまで漁獲量が回復しなかったということで配分の比率が56パーセントというふうになってます。

一方で、今年度のまき網なんですけれども、管理年度の当初から水揚げが非常に好調ということで消化率が今のところ68.8パーセントというふうになってるんですけども、県全体の消化率としては、47.2パーセントということで、TACの追加配分を受けられる状況にないということでございます。

括弧の中にですね、TACの追加配分を受けられる時の条件というのをちょっと書いてあるんですけども、こちらの方はですね、先ほどご説明した内容になります。

水産政策審議会でも審議してもらうか、75パーセントになった段階で、あらかじめ定められたルールで配分してもらうか。

あと、先週追加されました数量管理の県の合議のもとで配分してもらってということになります。

ということでですね、懸案としては、まず、まき網漁業の操業に支障をきたすことがないように、こちらの管理区分のTACを増やしてあげる必要があるということでございます。

あと、今後も県全体の漁獲可能量の消化率を円滑に進めていって、本県漁業に支障をきたすことなく、国の留保枠から追加配分を受けられる状態にしていかないといけないということでございます。

資料めくっていただきまして、3ポツ目です。運用の案でございます。

まき網漁業のTACの消化率が75パーセントを超えた時点で、以下のとおり運用させていただきたいというものでございます。

まず(1)、県の留保枠、これが310トンございます。これをですね、まき網漁業の管理区分に対して、全量追加配分するというところでございます。

そして、(2)は(1)の措置を行った上で、なお、まき網漁業に漁獲可能量の不足が見込まれる場合、県全体の消化率がなかなか進まない状況になった場合ですね。

そういった場合につきまして、その他の漁業に係る関係者の合意が得られた場合に、その他の目安数量として1,190トンあるというふうに申し上げたんですけれども、そちらの方から、まき網の区分にですね、漁獲可能量を融通するという感じでございます。

具体的な数字としましては、案でございますけれども、その他漁業の目安数量1,190トンから、その他の漁業の管理区分の平成30年から令和2年までの平均漁獲量を差し引いた数量、これを配分したいということでございます。

目安数量1,190トン引くことの3年平均の967トンで、概ね200トンということになります。

TACの国からの追加配分につきましては、いろいろルールもできたということもございまして、あと、例年であれば、大体10月くらいを目処にですね、国の方は、それまで握ってた国の留保枠っていうのを無条件に配分するというのもしております。

なので、9月まで大体何とかかんとかやりくりしていけば、10月、国の意向もあるかもわからないんですけれども、10月以降で、また追加配分を受けられる可能性もあります。去年ですと、もともと2,800トンのTACだったんですけれども、10月の段階で2,000トンの追加配分を受けております。

このように調整しつつ、運用させていただきたいということでございます。

説明は以上になります。

○阿久根議長

議題5について、ただいま説明がありました。委員の皆様方からご意見ご質問ありますか。川畑委員。

○川畑委員

そちらからでいいですよ。

○阿久根議長

いいですか。じゃあ、野村委員。

○野村委員

ちょっと、正直、現場の感覚で、さばと重なっているかもしれませんが、鹿児島県の魚として、大中型も一緒に獲ってるんですよ。

実際、たまたま大中型が今獲ってますけど、鹿児島県の中まきが獲る可能性もなきにしもあらずなんです。一緒に管理しないと本当とんでもないことになるんじゃないかなと常々思ってるんです、正直。

たまたま今、大中型の人たちが、獲るのがうまいから獲ってますけど、うちの技術が上がって獲るようになったら、鹿児島県の枠なんかすぐなくなっちゃうんじゃないかなということを心配してます。

○阿久根議長

今の意見だったら、どうして欲しいのかとそこ言わないと。

○野村委員

意見としては、迅速にやっぱり留保枠を配分してくれるようにしてもらいたいと思っております。

○阿久根議長

事務局。

○加治屋技術専門員

はい。留保枠の配分につきましては、うまく県のTACの消化率、これをやりくりしながら条件を整えていくというのが一つ。もう一つですね、先ほどご説明した先週でき

たルールなんですけれども、数量配分県の合意、これも消化率云々関係なくですね、配分してもらおうということも可能になりましたので、そういったルールをうまく使いながら、県の操業に支障がないように調整していきたいというふうに考えます。以上です。

○阿久根議長

川畑委員。

○川畑委員

一つ質問したいと思っております。このまき網漁業の数量が68パーセント。その他の漁業が30パーセント。余裕がある場合は、我々がクロマグロのTACの貸し借りを定置漁業者とやりましたけれども、やっぱりああいう方式なんですか、借りたら返す。そういう決め方なんですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○加治屋技術専門員

はい、消化率に関しましては、もう単純にTACに対して、どれだけ漁獲の実績があったということを書いていますので、クロマグロとはちょっと関係がないです。

○川畑委員

違う。

○加治屋技術専門員

違います。

○川畑委員

わかりました。

○阿久根議長

優先順位として310トンしかないのです、その中からまずはまき網にまわして、それから定置等々にまわして、それを75パーセント超えた時点で、自動的に国から配分がくると解釈していいですよ。

○加治屋技術専門員

そうです。できれば、二つ管理区分があるんですけれども、二つの管理区分が同時に75パーセントに到達してくれたら、会長のおっしゃるとおり、きれいな形で国に対して、追加配分くださいというふうに要望できるんですけれども、一方があまり消化率が進まない、なかなか県全体として消化率が進まない、ちょっと調整させていただく必要が出てくるということです。

○阿久根議長

わかりました。国も面倒くさいことするなと思いますけど。外国やりにTAC制度に日本も取り組んでいますよというアピールなんだと思いますが、支障がないということですので、まき網の方々も各種漁業者の方も心配なくしなくてもいいような感じですね。

はい、それでは、他にご意見ございますか。

○阿久根議長

ないようですので、執行部説明のように運用案のとおり取り扱うことにしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように取り扱うことに決定いたします。

【議題6：全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議案について】

○阿久根議長

議題6は全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議案についてです。これも協議事項です。毎回同じことが並んでいるようですから簡潔に説明してください。

○事務局（上今書記）

はい。事務局の上今です。資料6をご準備ください。1ページをお開きください。

この議題の概要について説明いたします。

まず、1番目の手続の流れについてです。今回協議する提出議題案は、来年度の令和5年度の要望事項となります。例年、以下の手続を経ておりますので読み上げます。

まず、連合海区事務局案を作成しまして、各海区の事務局へ委員会協議を依頼しております。

そして、各海区で委員会を開催し、協議決定後、連合海区へ回答をします。本日の段階がこの②に該当します。

そして、各海区の回答を受けまして、連合海区を開催し、最終決定いたします。

連合海区漁業調整委員会を、7月14日に開催する予定としております。

こちら提出議題案につきましては、議長おっしゃいましたとおり、例年、継続で三つ提案しております。

まず、1つ目が大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等につきまして。2つ目が日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持につきまして。3つ目が太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進につきまして、この3つになります。

協議の内容といたしましては、上記2提出議題案は、このとおり継続要望するかどうかに加えまして、九州ブロック会議において話題提供や議論すべき項目があるか、あるいは国への新規要望事項として追加して要望する事項がないかにつきまして、ご協議していただきます。

資料2ページから4ページまでが、事前にお配りしておりました内容になりまして、6ページ以降が、今年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望書の案を添付しております。

それではご協議のほどよろしく願いいたします。

○阿久根議長

ただいま、事務局より説明がありました。何かもう毎回毎回同じものが出てきて、毎回毎回何の回答もなく、何をここで決める必要があるんだろうかと思いますが、これも私どもの使命ですので、ご意見ございますか。

○川畑委員

はい。

○阿久根議長

はい、川畑委員。

○川畑委員

3ページの日中漁業協定の件について少しお伺いをしたいと思います。

日本の排他的経済水域内は操業できないようになってるんでしょう。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（福元水産技師）

はい。こちら3ページに記載されております事項についてご質問だと思いますが、この内容のところに書かれているとおり、2002年以降、操業を認めないということは現在も継続されております。

○川畑委員

ということは、この排他的水域内では操業はできないということですよ。

○福元水産技師

はい。

○川畑委員

もう1つ質問があるんですが、排他的経済水域以外で、中国船が操業する場合は、どういった制約を受けるんですか。今、制約を受けるようになってますけど、中国まき網船にどういった形の操業の仕方制限しているんですか。

○福元水産技師

はい、中国まき網船の操業条件については、日本と中国の間で協議をされて、その内容に従って操業されていることとは思うんですけども、その各船の具体の条件等については、ちょっとこちらでは承知していません。

○川畑委員

いや実はですね、ここではないところで質問があったんですけども、尖閣問題が中国との協定をやっているんですが、ほとんど中国側はそれを守らないところなんです。

これを見ますと、中国側と協定を結んで守ってもらっているというような報告がありましたもので、そこを少し質問させていただきました。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。その尖閣の操業状況につきましては、県からの要望をもとに、国が主導になって中国との対話を続けているようでございますので、また、県としても対応できる分については、要望とかですねそういったものを続けていきたいと考えております。

○阿久根議長

はい。他に質問ありますか。

○佐野委員

議長。

○阿久根議長

はい。佐野委員。

○佐野委員

質問ということでもないんですけど、いくつか新規要望項目ということで入っているんですけども、1つはこの調整委員会でもちょっと議論になったかと思うんですけども、洋上風力発電計画と漁業との調整についてというようなことで、少しこれは我が県だけでなく、広いところで、いろんな意見を意見交換をして議論いただきたいというような気はいたします。

全国でいろんなところでも、実際に始まっておりますが、鹿児島県でも、もう具体化していくような状況なんですけども、実際、漁業調整委員会の方ではほとんどこれが議論されないままにどんどん進んでいくというような状況があるんですけど、それで本当にいいのかなというのは疑問に思うところです。それが1点ですね。

それからもう1つ成長対策の具体化ということなんですけども、これ、養殖に関してはほとんどこれ研究ないんですけども、養殖業の成長産業化総合戦略の中で、例えばブリ類養殖だと24万トンをつくれというような政策が国から言われています。

しかしながら、漁場を倍にするのかというようなことがないと実現できない。

そういう成長化というのがあるんですけども、実際に県レベルでどうするのっていうことになったときに、漁場の問題、それからもう1つは、持続的養殖生産確保の漁場改善計画との問題で、整合性がないということが問題ですよ。

積立ぶらす加入条件である漁場改善計画を守ると尾数を増やせない。

ところが、10万トン余計につくれというようなことがあるわけですよ。それ自体ち

よっと整合性がとれてない施策が上から来てるんですけども、それを実際漁業調整の問題のところで、やっぱ漁場というところで大きな問題になってくる。

そういうのは、これ九州ブロック全体で他の県とかでは調整問題になってないのか。あるいはこれから、どういうふうに考えてるのかっていうことを伺いたいなというふうには思います。

だから、別にここに入れてくれというほどのものではないんですけども、そういったのが問題としてあるかなというふうに思っているということ意見を意見として出しておきます。以上です。

○阿久根議長

これについて事務局誰か。

洋上風力については、今、本県も北薩、西薩、南薩含めまして、いわゆる西側を向いたところで、何社か計画されておるようですが、調査するときは、河川課。

調査するときには海砂採取と一緒に河川課の扱いになって、あとは環境部と言うようになっておりますが、いかんせん、我々漁業者、または、その海域で県知事許可を受けて操業している方々もおりますので、地元漁協の同意が必要となっているとは思いますが、最終的には公海上ですので、調整問題にもなりかねないんじゃないかな。

漁業者を抜きにして、環境部やら河川課で決めるようなことではないと思っておりますので、そこは県庁縦割りじゃなくて、横の繋がりを持って水産の立場から委員もそれなりに参画できるようにはしてください。これは要望です。

ここで返事をしてとは言いませんので、そこはちゃんと連携をとるように、管理監並びに課長、次長にもそう伝えといてください。

それから、2番目の質問、ご意見についてですが、ここで返事できる問題でもないかもしれないので、ブリに関してカンパチについても、これから漁船漁業が衰退する中で、日本の食料自給率とか対外的なものを考えますと、尾数を増やして、できる限り企業さんじゃなくて、地元漁業者がもっと伸び伸びと、養殖生産を上げられるように、また養殖生産を上げる稚魚についても、もうちょっと広い意味で枠を広げて、漁業を存続させなきゃいけないんじゃないかなあと思っておりますので、それで、委員の皆様方よろしいでしょうか。

なんもかんも縮小、制限ばかりしていくのが漁業ではないと思っておりますので、改革の時代に入って参りましたし、また、もしかしたら風力とかそういうのとも共存共栄する場を作らなければならない時代になっているかもしれませんし。

はい佐野委員。

○佐野委員

おっしゃるとおりで、こないだ栽培養殖課の課長と話した時に、これまでその持続的管理計画、それからガイドライン、当然抑制ということで来たけども、もうこれからちょっと方針を変えると。やっぱ拡大しない限りなかなかいろんな問題が解決できないってことで、まず舵を切ると、今年度ですね。

だからもっと作ってくれというふうな方向に行くだろうということですので、そういった意味では会長おっしゃるとおり、前向きにね、取り組んでいけばいいかなあと思います。

○阿久根議長

はい。養殖にいたしましても、漁船漁業にしてもですね、今まで、漁業というのは、制限条件をガチガチに締め付けて、何か漁師を育てるんじゃなくて、獲らせないようなことばかりで水産を振興してたような気がしますので、もう時代も変わりましたので、漁業者の絶対数が減りましたので、生産量を確保してそれより拡大すれば、1人当たりの漁業収益が上がりますので、おのずと漁業者は育ってくると思っておりますので、今まで制

限条件、悪者のようにごち網なんかがありますが、全然悪者ではないところも理解していただいたり、また、まき網についても、大中まきに負けないような、地元の鹿児島県のまき網漁業者さんが、できるだけ育てて県外船に負けないように、トン数の計測に当たっても、鹿児島県の船は同じ19トンでも小さいので、頑張っ、て、鹿児島県を盛り上げていただきたいと思います。

○阿久根議長

はい、田村委員。

○田村委員

今、佐野委員とか会長とか言われてましたけども、私のところはですね、今言われたとおり養殖のメッカのところですね、獲る漁業から育てる漁業を目指してですね、40年、50年、60年やってきたんですけども、今ようやくですね、ブリも価格も良くなってですね、それでまあ輸出促進ですね。国も倍にすると今言われたとおりですね。

することはいいんですけども、我々漁協の中でもですね、なかなかもう衰退して経費倒れ、それで人件費、なかなか経営が良くなりません。

そういうところで国から倍にしろと言われてもですね、今言われたとおり、公海上かなど、企業がするのかなど。

漁業者がそうするには、そんだけの経費、それから設備、資金、国がノルウェーみたいに出してくれるんだったらそういう感じなんですけども、できるんですけども、やはりなかなかの問題です。

これは、国がやってくれやってくれというのはもちろんなんですけども、漁協の足元が大変な時代になってるんですよ。

赤潮も出るし、餌の高騰もあるので、それを踏まえてですね、先は大きく拡大していかないとなあいう気持ちはあるんですけども、我々、私のところも息子がいます。

それで考えて経営を存続できるように頑張ってるところです。

いろいろ人の話をきいて、国の施策を考えてもらえればですね、できるんじゃないかと思います。以上です。

○阿久根議長

ただいまのは、もうすべて意見ということで事務局からの回答は要りません。いいですか。

○阿久根議長

はい、迫田委員。

○迫田委員

今、先ほど佐野委員の方から洋上風力の話が出ました。

現在、会長もご承知のとおりですね、西薩等には漁協が9つぐらいあるんですけども、その自治体によってですね、進めたいという自治体もあれば、反対という自治体もあって、いろいろです。

それから、漁協によってもですね、組合員の反対もあれば、進めようという方もいる。

非常に厳しい状況がございますので今、名前は申しませんが3つの企業体からですね、会社から話があるんですけども、いろいろ何か漁業に対するいろんな要望がございますかという形で来るんですけども、魚礁を設置しましょうとか、あるいは養殖場を作りませんかとか、我々が協力をしますよというような話も来るんですけども、残念ながら西薩の西側を向いたところですね、養殖できる漁協は1つもないんですよ。

南さつまの方はありますけれども、この吹上浜に向かったの漁協については養殖もできません。

それで魚礁はですね、県も市も国もたくさん入れて、これ以上魚礁を入れるような場

所がないと、逆にですね。そういうことを申し上げました。

それから、参考意見として、水深50メートル以内であれば、着床式の洋上風力、水深60メートル以上になれば浮体式ということで話を受けているんですけども、いわゆる浮体式というのはですね、ここの委員会の中でも常に浮魚礁の話が出るんですけども、浮魚礁を大型にしたのが、非常に大きくしたのが浮体式の洋上風力発電だということで、それらの関係の方々ですね、浮体式の洋上風力を作るのであれば、海区調整委員会の方にもですね、とりあえず話を通さないと、その海区の中で反対意見ができればできませんよということは我々も常々申しております。

だから、そのうちどういう形になるかわかりませんが、海区調整委員会の中にですね、洋上風力の話が飛び込んできて、ここでまた協議をするという事態になることが予想されます。

そのときは、委員の方々もですね、自分の思っていることをどんどん言っていただいて、将来的には国の方もバックアップをしていますけれども、残念ながら県の方は今年は手を挙げなかったという現実もあります。

ある企業体についてはもう二浪は我慢しますけれども、三浪はありませんよというような企業体もあることをご承知いただきたいと思っております。以上です。

○阿久根議長

ただいまの参考ご意見として事務局は何ってください。さっきから言うように、河川課や環境部だけじゃないと。調査をするにも河川課で、地元の首長の意見書をつけてというようなことがありますして、海を知らない首長さんなんかは、1万2,000メートルの沖合の調査について、ここに枕崎市長さんもいますが、一番項目に僕も見たんですが、集落自治体、自治会の全員の同意をとることと、120箇所ぐらいあるところの公民館を全部いちいち地元説明して、そこの同意を得ることが第1条件ということを書き見たんですが、ある市なんですけどね。他は、市長さん港湾工事道路工事するにしても、住民、港だったら、漁民、住民に周知することというのはどこも条文に入れると思うんですが、地域の子組合の自治会の公民館長の同意を全部説明会してというような最初からもう有り得ない。

しかも、我々それを私は見た時に海区調整委員という立場、元組合長という立場から、うちの共同漁業権も5,000メートル、野間池のリアス式になると1,000メートル。

1万2,000メートルの沖合まである1つの市区町村の自治会の公民館長の権限がどこまであるのか。

まあ、いつも境界線を引くときに、地元の漁業者の権利がどこまであるのかあったら、我々水産からしたら共同漁業権ですよ。

なのに、1万2,000メートル、迫田委員もおられますが、しかも吹上浜は湾になってるわけですよ。

野間岬から見ても、日置から見ても串木野から見ても、同じ距離なのに、なぜか地元がある1つの指針になってしまって、そこの首長が、組合長の全員の許可をもらってこいという文面を見たときにですね、これは最初からさせないための反対の意見しか聞かないんだなと。私は委員として中立ですし、うちの漁協は、臨時総会開いて、賛成とか推進、建設についての賛成じゃなくて、調査については最後まで協力するという決議をして陳情を上げたようですが、だから、我々漁業者から見ると、委員さんから見ると、共同漁業権が私たちの権利を主張するところであって、1万2,000メートル沖合まで、なぜ1市民1町民が権限を持つのか私には理解しがたいところです。県庁の水産サイドとしてかかわってもらっておかないと、委員会で緊急動議として扱わなければいけませんので、よろしく願います。ここで賛成反対ではありませんので、よろしく願います。他にご意見ないですよ。

○阿久根議長

はい、前田委員。

○前田祝成委員

今、漁協さんによっては賛成っていうところもあるという話だったんですけど、その辺り、賛成反対の背景にあるものはどういうものがあったりとかするんですか。

○迫田委員

総会ではないんだけど、一応集まってくれという形があって、組合には利益がない。組合員の平均年齢が71歳で、今から、県があげて、促進区域等に指定されて、それから入札があって、ある会社が決まりましたと。

そこまで行くのに3～4年、決まった後から建設にかかって、実際に指定されたあるいは希望のある海域に設置するまで5年。つまりは今から10年先ですよ、風車が回るのは。そのころはもう、俺たちはいないんだと。空の上から風車を見てる。子のため孫のためと会社から言われるんですけども、会長が常に言われるように後継者がいるんですか。

漁業者の後継者がいないのに、将来のためにと言われてもなかなか納得できる状況ではない。とすれば、将来はいいから、今、俺たちに何かいいことをしてくれよと。

今の漁民が助かるような、今の現在の正組合員が潤うような措置をしていただけないだろうかというのが、我々漁協組合員の本音です。

○阿久根議長

暫時休憩します。

— 暫時休憩 —

○阿久根議長

再開いたします。それでは、議題6の全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題については原案のとおり、県連合海区漁業調整委員会へ回答することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

はい、それでは、そのようにいたします。

【議題7:くろまぐろに関する鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)】

○阿久根議長

続きまして、まぐろですね、議題7は報告事項です。これは報告事項ですので、もう国が決めたこと、やったことにあまり言わないでください。どうぞ。

○水産振興課(加治屋技術専門員)

資料7です。くろまぐろのTAC管理について、ちょっと動きがあったので、ご報告いたします。

まず、くろまぐろの令和4管理年度の管理なんですけれども、4月から始まっています。

ポイントとしましてはですね、1の概要に書いてあります。

3つありまして、まず、国から知事管理漁獲可能量の追加配分があったことで、漁獲可能量を変更しました。これが1点。

鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)という管理区分がございます。

こちらの方が漁獲実績が積み上がったということで、県留保枠からTACを配分する措置をとっております。これが2つ目でございます。

3つ目、鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)の管理区分について、今後しばらく

ですね、漁獲可能量の国からの追加配分や他の都道府県から流通してもらおうということもできるんですけれども、これもしばらくは見込めないということでこちらの区分を採捕停止というふうにしております。

そして、2の項目ですけれども、国からの追加配分についてご説明します。

まず、小型魚です。配分の根拠ですけれども、鹿児島県資源管理方針別紙というものがあって、そちらの方に配分の方法が定められてるんですけれども、簡単に言いますと、当初配分の比率で配分しますと、4月1日に配分したときの配分比率で追加分を配分しますということでございます。

②では令和4管理年度の当初配分比率は、定置漁業という管理区分とその他の漁業という管理区分があるんですけれども、こちらの方ですね、72対28で配分しております。

③です。国からあった追加配分の量ですけれども、小型魚に関しては2.2トンありました。

これを定置とその他につきまして72対28で分けたということで、定置漁業の方に1.6トン、その他の漁業の方に0.6トン追加しております。

変更後の数量につきましては、下の表にまとめてありますけれども、鹿児島県定置漁業というのが、まず1つ目の箱の中に書いてありますけれども、定置の方は上半期と下半期に分けております。

上半期についてですね、変更前4.6トンというふうになってたんですけれども、1.6トンを追加したということで6.2トンというふうになってございます。

2つ目の四角の中に、その他のくろまぐろ漁業の上半期というところがございまして、こちらの方にもですね、変更前0.9トンだったんですけれども、変更後ということで0.6トン追加しまして、最終的に1.5トンというふうになってございます。

県留保枠等につきましては変更なしということでございます。

ちなみに上半期で、もし残が出れば下半期にそのまま繰り越すということになってございます。

次めくっていただきまして、大型魚に関してです。こちらの方は30キログラム以上の個体ということになります。

配分の根拠は先ほどと一緒でございます。

②の方にですね、当初配分の比率というのが書いてございます。定置漁業とその他の漁業で55対45ということです。

国から追加配分があった量ということで、こちらの方は1.2トンの追加があったということです。こちらの方も55対45ということで分けまして、定置漁業の方に0.7トン、その他漁業の方に0.5トン追加しております。

変更後の数量につきましては、その下の表にまとめてあるとおり、定置漁業の方が5.1トン、その他漁業の方が4.1トンというふうに最終的にはなっております。

3番目の項目でございます。県留保枠の配分ということでこちらの方は、鹿児島県その他のくろまぐろの中のさらに大型魚漁業のみでございます。

まず、(1)ですけれども、その他漁業の漁獲状況について、令和4年4月25日の時点で漁獲実績が4,794キロに積み上がっております。

上の方を見ていただければわかるんですけれども、4.1トンの枠しかなかったということでございます。

ということで、県の留保枠から追加配分するという措置をとりまして、(2)考え方でございますけれども、鹿児島県その他のくろまぐろ大型魚漁業の管理区分は、変更後の数量4.1トンでも0.7トン不足する状況にあったということで、0.7トンを県留保枠から追加で配分したということでございます。

変更後の数量というのが下の表にまとめてございます。

4番目ですけれども、その他のくろまぐろ漁業につきまして、採捕停止したということでございます。

こちらの管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分、他の都道府県からの融通が見込めないということで、こちらの管理区分を採捕停止としたところでございます。

一応、令和4年5月13日付けで、公報登載されております。

あと、こちらの資料にはないんですけれども、実はですね、定置漁業の大型魚につきましても、漁獲実績が6月9～10日でかなり積み上がりまして、こちらの方もですね、もともと5.1トンの枠であったんですけれども、148キロ超過する事態になりました。

これを受けて0.2トンの留保枠の残があったということで、定置の方にも追加配分しまして、告示を明日予定しているんですけれども、大型魚の定置につきましても、採捕停止という措置をとったところでございます。以上でございます。

○阿久根議長

ただいま県の方から説明がありましたが、これについてはよろしいですか。

違反したらどうなるの。

○加治屋技術専門員

例えば、TACを超過したということになると、来年度の漁獲可能量から本来もらえるべきTACから差し引かれてきます。

もし、単年度で払い切れるTACの量でなければ、1年2年続けてTACの配分がなされない、混獲程度のTACはあるんですけれども、本来のTACからは差し引かれるということになります。

○阿久根議長

罰則はないの。

○加治屋技術専門員

TACの漁獲量を報告しなかったという意味では罰則があります。

○阿久根議長

わかりました。参考まででした。ただいま議題7について、報告事項が終わりました。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かございますか。

はい。川畑委員。

○川畑委員

実はですね、2週間ぐらい前でしたか。漁連の組合長会議がありまして、その時に、潜水をして魚をつくという議案が提出されました。

何で提出されたかといいますと、昔のやすと銚との違いが判別しにくいと。

ある組合長さんいわく、十管に身軽を確保して引き渡したんですけれども、今の海洋レジャーの範囲内であって、その違反ではないというような判断のもとで釈放されたということです。

しかしながらですね、これはもうもう数年前からも言われておったんですが、技術的にも構造的にも銚とやすの違いがもう判別しにくいところにきております。

ものすごい技術です。これを銚とやすの違いで判断するとすれば、今のところは、メーカー側にすればやすであって銚ではないと。それを保安庁も見守ってるというようなことです。

しかしながら、漁業者から言いますと、夜、昼かかわらず潜って魚をついてくると。その装置はものすごい進化してます。私も聞いてびっくりしましたけれども、私も10数年前に銚子を取り上げて船に積んでありますけれども、銚子とやすのの違いがもうほとんど判別しにくいところに技術革新されてます。

海区漁業調整委員会で、この銚子とやすの違いが判別しにくいのであれば、全国的に委員会指示の方で鹿児島県の場合は特別に条例、指示をできないものかという相談がございました。

ここで皆さんに提案したいのは、漁業者からすると漁業権内の操業になっております。

実際ですね、スポーツフィッシングといっても、今それで生計を立ててる人もちらほら出てきているようなことであって、我々、漁業権のもとで働いていると、これを黙って見逃すことはしたくないんですよ。

だけでも、スポーツフィッシングとして国が定めて、保安庁は今ところは取り締まるべきがないというようなところに来て、ジレンマを感じております。

当委員会でもですね、いろんな情報が取れると思いますので、ぜひここはですね、事務方も我々委員の方もそういったところの情報を正確に取り込んで、委員会指示なりなんんりの対応をしてもらえればなあとは思っております。

まず、私は事実を知ってもらおうというのが先決だと思います。それぐらい技術革新がものすごい進んでおります。

そして、定義も、銚子とやすの定義も、これじゃ余りにも貧弱です。どうにかしてよ。本当。以上です。

○阿久根議長

何年か前に磯部さんが委員のときに、ここで議論したことがありましたよね。ご意見については、あの時はどうでしたっけ。海上保安庁に任せてるんだっけ。

○重信委員

ゴムをつけるのが、要は落ちないようにゴムをつけてると主張するようです。それを実際はゴムを使っていると銃と一緒にだという人もおる。殺傷力が強いから。

○阿久根議長

ゴムを使っても手の中で止まるようにしてるのがいたなあ。

○重信委員

取り締まる方法がないかと言ったら、県の回答としては、本人が落ちないためにゴムを着けてると言えば、どうにもならないということだった。それと、手から離れなければ銃とは違うという。

○阿久根議長

長さはどれくらいあるの。3メートルくらい。

○迫田委員

沖縄のを見たが、かなり長かった。

○川畑委員

伸ばせるタイプもある。

○重信委員

あんな長いのは振り回せない、長さにも限度はある。

○迫田委員

寝てる魚をつくのはものすごく簡単で、1メートルのやすでもできる。イシダイとかブダイとか岩陰で寝ているのを狙われている。イセエビも然り。

○阿久根議長

それを商売にしたら困るな。

○西委員

営利目的でやってる人たちが増えてる。川内の組合長はそれを市場に持ってくるから受けざるをえない。これ、調整規則で決められるんじゃないの。

○川畑委員

抵触するんですよね。漁業権も何も持たない人が持って行けば。

○重信委員

市場を登録制にして、一般の方が揚げられないようにできないの。

○佐野委員

それは法律上できないです。

○迫田委員

鉾が落ちないようにするのであれば、ゴムじゃなくて紐でいいわけですよ。

○重信委員

まだ遊漁船のほうが邪魔だったりすると思うけど。

○阿久根議長

ここで回答はできないから、県の方でそれが制限をつけてできるものか、できないのか。制限をかけたら、また、いろんな手法でかみついてくる方がいるかもしれないの。

いいですか。川畑委員、ここで即答はできませんので、前向きに、できるかできないか検討して。それを法律で定めた場合に、相手方から妙だと思って、訴えられたらまた変なことになるので、できるものならここで制限条件つけたらいいんじゃないですか。

○川畑委員

それをしなければもう収まらんでしょうね。ただ実態の調査っていうのは、やってからでない。

○阿久根議長

憶測じゃできないからね。

○柳原委員

実態を確認しないことには、なかなか進められないでしょうね。

○阿久根議長

ちょっと私語は慎んでください。違反操業禁止とか、例えば、夜間に営利目的で潜るんであれば、夜間は駄目とか。あとは県にちょっと調べてもらって、落としどころがあれば、それをここでまた協議する場があるかもしれませんし、ちょっと難しいところもあるかもしれませんので、あとは県に任せます。

ここに上がってきってから私たちは考えます。

○脇田事務局長

今、ご意見がありましたので、遊漁の魚をつく行為、それについて、いろいろ確認とか検討させていただいて、またちょっと時間かかるかもしれませんが、委員会の場でまたお示しできるものがあれば、お示しさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○阿久根議長

いいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

他に何かございませんか。ないようですので、今回はちょっと長くなりましたが、これで第1回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただきありがとうございました。

○脇田事務局長

どうも、ありがとうございました。会の冒頭に会長の方から、経歴をとお話でしたので。

私も久々なんですけども、15年ぐらい前に調整係でちょうど免許切替を、定置とか区画の漁業権の切替のときに3～4年お世話になったことがあります。そのあとは、普及員とか農政部の方にも食品表示の関係で3年ほど行っておりまして、最近では2年ほど水技センターの方にお世話になって、それからこちらだったので、ちょっとまた勉強し直します。その間に漁業法も変わったりですね。

○阿久根議長

調整委員の考え方も変わっております。以前は制限条件をつけて取り締まるための委員会だったんですけど、今は迫田委員もおっしゃられるように、民間と漁業との共存共栄ができればいいし、漁業者を育てるためには開放、改革するのが一番だと思いますので、私が会長のうちは。では、終わります。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。

—令和4年6月20日（月）午後4時5分閉会—

議事録署名者

会長

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]